

## 第111号議案

### 新城市湯谷温泉管理に関する条例の一部改正

新城市湯谷温泉管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和元年12月6日提出

新城市長 穂 積 亮 次

### 新城市湯谷温泉管理に関する条例の一部を改正する条例

新城市湯谷温泉管理に関する条例（平成17年新城市条例第167号）の一部を次のように改正する。

別表第2中「1,028,570円」を「1,047,610円」に、「2,057,140円」を「2,095,230円」に、「3,085,710円」を「3,142,850円」に、「514,820円」を「524,350円」に改める。

別表第3中「10,280円」を「10,470円」に、「20,570円」を「20,950円」に、「30,850円」を「31,420円」に、「41,140円」を「41,900円」に、「51,420円」を「52,370円」に、「61,710円」を「62,850円」に、「71,990円」を「73,320円」に、「82,280円」を「83,800円」に、「92,570円」を「94,280円」に、「102,850円」を「104,750円」に、「154,280円」を「157,130円」に、「205,710円」を「209,520円」に、「257,140円」を「261,900円」に、「308,570円」を「314,280円」に、「359,990円」を「366,650円」に、「411,420円」を「419,030円」に、「462,850円」を「471,420円」に、「514,280円」を「523,800円」に、「5,140円」を「5,230円」に改める。

別表第4中「760円」を「770円」に改める。

### 附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

## 理 由

この案を提出するのは、消費税率及び地方消費税率の引上げに伴い、温泉加入金及び使用料の額を改定するため必要があるからである。

## 第112号議案

新城市布里テニスコートの設置及び管理に関する条例の一部改正

新城市布里テニスコートの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和元年12月6日提出

新城市長 穂 積 亮 次

新城市布里テニスコートの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例  
新城市布里テニスコートの設置及び管理に関する条例（平成17年新城市条例第169号）の一部を次のように改正する。

別表中「530円」を「540円」に、「1,260円」を「1,280円」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

理 由

この案を提出するのは、消費税率及び地方消費税率の引上げに伴い、使用料の額の一部を改定するため必要があるからである。

## 第113号議案

新城市サイクリングターミナルの設置及び管理に関する条例の一部改正

新城市サイクリングターミナルの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和元年12月6日提出

新城市長 穂積亮次

新城市サイクリングターミナルの設置及び管理に関する条例の一部を改正する  
条例

新城市サイクリングターミナルの設置及び管理に関する条例（平成17年新城市条例第170号）の一部を次のように改正する。

別表中「2,500円」を「2,540円」に、「2,800円」を「2,850円」に、「3,000円」を「3,050円」に、「1,000円」を「1,010円」に、「1,600円」を「1,630円」に、「2,100円」を「2,130円」に、「7,700円」を「7,840円」に、「520円」を「530円」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

理 由

この案を提出するのは、消費税率及び地方消費税率の引上げに伴い、使用料の額の一部を改定するため必要があるからである。

## 第114号議案

### 新城市水道事業給水条例の一部改正

新城市水道事業給水条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和元年12月6日提出

新城市長 穂積亮次

### 新城市水道事業給水条例の一部を改正する条例

新城市水道事業給水条例（平成17年新城市条例第221号）の一部を次のように改正する。

第29条の2第1項中「第173条第1号」を「第166条第1項第1号」に改める。

第31条第1項中「第5条」を「第6条」に改める。

### 附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第31条第1項の改正規定は、公布の日から施行する。

### 理 由

この案を提出するのは、民法の一部改正等に伴い、規定を整理するため必要があるからである。

第 1 1 5 号議案

新城市地域下水道の管理に関する条例の一部改正

新城市地域下水道の管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和元年 1 2 月 6 日提出

新城市長 穂 積 亮 次

新城市地域下水道の管理に関する条例の一部を改正する条例

新城市地域下水道の管理に関する条例（平成 1 7 年新城市条例第 2 2 9 号）の一部を次のように改正する。

第 1 3 条を第 1 4 条とし、第 1 2 条の次に次の 1 条を加える。

（手数料）

第 1 3 条 市は、次の各号に掲げる事務について、当該事務の申請者から当該各号に定める額の手数料を徴収する。

- (1) 各種証明書の交付 1 件につき 3 5 0 円
- (2) 図面の写しの交付 1 件につき 1 5 0 円

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

理 由

この案を提出するのは、地域下水道の使用に係る各種証明書等の交付手数料を徴収するため必要があるからである。

第116号議案

新城市農業集落排水施設の管理に関する条例の一部改正

新城市農業集落排水施設の管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和元年12月6日提出

新城市長 穂積亮次

新城市農業集落排水施設の管理に関する条例の一部を改正する条例

新城市農業集落排水施設の管理に関する条例（平成17年新城市条例第230号）の一部を次のように改正する。

第15条の次に次の1条を加える。

（手数料）

第15条の2 市は、次の各号に掲げる事務について、当該事務の申請者から当該各号に定める額の手数料を徴収する。

- (1) 各種証明書の交付 1件につき 350円
- (2) 図面の写しの交付 1件につき 150円

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

理 由

この案を提出するのは、農業集落排水施設の使用に係る各種証明書等の交付手数料を徴収するため必要があるからである。

## 第117号議案

### 新城市下水道条例の一部改正

新城市下水道条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和元年12月6日提出

新城市長 穂 積 亮 次

### 新城市下水道条例の一部を改正する条例

新城市下水道条例（平成17年新城市条例第226号）の一部を次のように改正する。

第26条第1項第2号及び第3号を次のように改める。

(2) 各種証明書の交付 1件につき 350円

(3) 図面の写しの交付 1件につき 150円

第26条第2項を削る。

### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に排水設備工事責任技術者登録証（以下「登録証」という。）の交付を受けている者の登録証の再交付に係る手数料については、なお従前の例による。

### 理 由

この案を提出するのは、排水設備工事責任技術者の登録方法の変更に伴い、登録に係る手数料を廃止する等のため必要があるからである。

第 1 1 8 号議案

新城市山吉田トレーニングセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正  
新城市山吉田トレーニングセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する  
条例を次のように定めるものとする。

令和元年 1 2 月 6 日提出

新城市長 穂 積 亮 次

新城市山吉田トレーニングセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正  
する条例

新城市山吉田トレーニングセンターの設置及び管理に関する条例（平成 1 7 年新城  
市条例第 1 4 9 号）の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第 9 条関係）

区分	単位	使用料
体育室（トレーニングルームを含む。）	1 時間につき	1 2 0 円

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

理 由

この案を提出するのは、消費税率及び地方消費税率の引上げを踏まえるとともに、  
公共施設使用料の適正化を図る観点から、使用料の額を改定するため必要があるから  
である。

## 第119号議案

新城市鳳来簡易給水施設の設置及び管理に関する条例の一部改正

新城市鳳来簡易給水施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和元年12月6日提出

新城市長 穂 積 亮 次

新城市鳳来簡易給水施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

新城市鳳来簡易給水施設の設置及び管理に関する条例（平成17年新城市条例第224号）の一部を次のように改正する。

別表黒沢給水の項中「1,500」を「2,000」に改め、同表大林給水の項中「月額」を「年額」に、「500」を「10,000」に改め、同表恩原下給水の項中「5,000」を「12,000」に改め、同表大代給水の項中「10,000」を「12,000」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

理 由

この案を提出するのは、鳳来簡易給水施設における給水事業の安定的な実施を図るに当たり、指定管理者に利用料金を収受させている施設の一部について、利用料金の上限額となる使用料の額を改定するため必要があるからである。

## 第120号議案

新城市作手農村環境改善センターの設置及び管理に関する条例の一部改正  
新城市作手農村環境改善センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和元年12月6日提出

新城市長 穂 積 亮 次

新城市作手農村環境改善センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

新城市作手農村環境改善センターの設置及び管理に関する条例（平成17年新城市条例第152号）の一部を次のように改正する。

別表中「2,300円」を「2,340円」に、「2,900円」を「2,950円」に、「1,300円」を「1,400円」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

理 由

この案を提出するのは、消費税率及び地方消費税率の引上げを踏まえるとともに、公共施設使用料の適正化を図る観点から、使用料の額の一部を改定するため必要があるからである。

## 第121号議案

新城市作手農村集落多目的共同利用施設の設置及び管理に関する条例の一部改正

新城市作手農村集落多目的共同利用施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和元年12月6日提出

新城市長 穂積亮次

新城市作手農村集落多目的共同利用施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

新城市作手農村集落多目的共同利用施設の設置及び管理に関する条例（平成17年新城市条例第153号）の一部を次のように改正する。

別表中「2,200円」を「2,240円」に、「2,700円」を「2,750円」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

理 由

この案を提出するのは、消費税率及び地方消費税率の引上げに伴い、使用料の額の一部を改定するため必要があるからである。

## 第122号議案

新城市作手担い手センターの設置及び管理に関する条例の一部改正

新城市作手担い手センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和元年12月6日提出

新城市長 穂 積 亮 次

新城市作手担い手センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例  
新城市作手担い手センターの設置及び管理に関する条例（平成17年新城市条例第160号）の一部を次のように改正する。

別表大会議室の項中「1, 100円」を「1, 320円」に、「1, 400円」を「1, 680円」に改め、同表小会議室の項中「500円」を「600円」に、「700円」を「800円」に改め、同表宿泊の項中「2, 160円」を「2, 200円」に、「1, 020円」を「1, 100円」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

理 由

この案を提出するのは、消費税率及び地方消費税率の引上げを踏まえるとともに、公共施設使用料の適正化を図る観点から、使用料の額の一部を改定するため必要があるからである。